

令和4年度 第3回

# 千歳市都市計画審議会議案

日 時 令和5年1月24日（火）午後3時00分

場 所 千歳市議会棟大会議室

## 令和4年度第3回千歳市都市計画審議会 議事

### 【諮問事項】

- (1) 千歳恵庭圏都市計画区域区分の変更について
- (2) 千歳恵庭圏都市計画用途地域の変更について
- (3) 千歳恵庭圏都市計画地区計画の決定について
- (4) 千歳恵庭圏都市計画特別用途地区の変更について
- (5) 千歳恵庭圏都市計画道路の変更について
- (6) 千歳恵庭圏都市計画公園の変更について
- (7) 千歳恵庭圏都市計画下水道の変更について

### 【その他】

## 諮問事項

- (1) 千歳恵庭圏都市計画区域区分の変更について

## B 計画書

### 千歳恵庭圏都市計画区域区分の変更（北海道決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

#### 1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

#### 2 人口フレーム

区分	年次	平成27年	令和7年	令和12年
都市計画区域内人口		165.2千人	165.9千人	162.9千人
市街化区域内人口		153.9千人	155.9千人	154.9千人
配分する人口		—	155.1千人	154.9千人
保留する人口		—	0.8千人	—
(特定保留)		—	—	—
(一般保留)		—	0.8千人	—

#### 理由

当該都市計画区域では、近代化農業の展開、観光産業の振興、新千歳空港・高速道路等交通体系の充実などから、今後も人口増加が見込まれ、既存住宅地では対応できない状況となっている。また、千歳市都市計画マスタープランでは、新たな住宅地の形成を検討することを位置づけている。

そこで、新たに計画的な市街地整備を図るため、千歳市の既成市街地に隣接するあずさ西地区及び北信濃第五地区において、土地区画整理事業や民間開発の事業計画が示され、各公共施設管理者との協議が概ね終了しており、開発の実施が確実となったこと、また、防災学習交流施設地区は、既存の公共施設用地であり、あずさ西地区・北信濃第五地区および周辺既成市街地と一体的な都市的土地利用を図ることから、千歳恵庭圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に基づき、市街化区域に編入するものである。

B' 計画書新旧対照表 (A4横にて作成)

千歳恵庭圏都市計画区域区分新旧対照表

都市計画区域区分 新					都市計画区域区分 旧				
2. 人口フレーム									
年次 区分	平成27年	令和7年	令和12年	年次 区分	平成27年	令和7年	令和12年		
都市計画区域内人口	165.2千人	165.9千人	165.9千人	都市計画区域内人口	165.2千人	165.9千人	162.9千人		
市街化区域内人口	153.9千人	155.9千人	154.9千人	市街化区域内人口	153.9千人	155.9千人	154.9千人		
配分する人口	—	155.1千人	154.9千人	配分する人口	—	<u>154.5千人</u>	154.9千人		
保留する人口	—	0.8千人	—	保留する人口	—	<u>1.4千人</u>	—		
(特定保留)	—	—	—	(特定保留)	—	—	—		
(一般保留)	—	0.8千人	—	(一般保留)	—	<u>1.4千人</u>	—		

注1) 変更する人口にアンダーラインを入れること

注2) 旧都市計画区域区分の人口フレームは、前回の保留解除時点を記載すること



## 諮問事項

(2) 千歳恵庭圏都市計画用途地域の変更について

## 都市計画変更の理由書

### 1. 案件名

千歳恵庭圏都市計画用途地域の変更（千歳市決定）

### 2. 都市計画決定経過

千歳恵庭圏都市計画用途地域については、昭和42年に当初決定された後、現行の都市計画法に基づき、昭和46年8月に新用途地域制度の導入を図り、都市的土地利用の実現を推進してきたところである。

その後、昭和53年、59年、平成3年、10年、14年、20年、25年、令和3年の区域区分の見直しなどによる変更、地区整備事業の具体化等による部分的変更及び平成8年の新用途地域への全面変更を行い現在に至っている。

### 3. 都市計画変更の目的

令和3年3月決定の第7回区域区分の見直しにおける保留人口を配分し、都市的な土地利用を図る予定のあずさ西地区及び北信濃第五地区を既に土地利用が図られている防災学習交流施設地区（A, B）と共に市街化区域へ編入することから、同時に用途地域を決定する。あずさ西地区、北信濃第五地区及び防災学習交流施設地区（A, B）は、千歳市第3期都市計画マスタープランにおいて、幹線街路沿道は生活利便施設を気軽に利用できる中高層住宅地として良好な住宅地の形成及び保全を図る地区として、その他は低層専用住宅を主体としたゆとりある住環境の維持保全を図る地区として位置づけしており、将来にわたって調和のとれた良好な市街地の形成が確保されるよう、低層住宅を基本とした住宅市街地の形成を図る。

また、北信濃地区について都市計画法第21条の2に基づく提案を受け、用途地域を変更する。当該地区は、工業地の操業環境などに配慮しながら、沿道における利便性向上を図る沿道商業業務地として位置づけしており、周辺の工業地の利便性向上を図るとともに、幹線道路沿道における沿道商業業務地及び千歳市立地適正化計画で位置づける活動・交流促進地区の形成を図る。

### 4. 都市計画変更の内容

あずさ西地区、北信濃第五地区及び防災学習交流施設地区（A, B）を第一種低層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び準工業地域に指定し、北信濃地区を工業専用地域から工業地域に変更する。

千歳恵庭圏都市計画用途地域の変更 (千歳市決定)

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の容積率	建築物の建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	その他及び備考
第一種低層住居専用地域 (小計)	約 779ha	6/10 以下	4/10 以下	1.0m	—	10m	24.2%
	約 779ha						24.2%
第二種低層住居専用地域 (小計)	約 26ha	8/10 以下	5/10 以下	1.0m	—	10m	0.8%
	約 26ha						0.8%
第一種中高層住居専用地域 (小計)	約 151ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	4.7%
	約 151ha						4.7%
第二種中高層住居専用地域 (小計)	約 223ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	6.9%
	約 223ha						6.9%
第一種住居地域 (小計)	約 273ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	8.5%
	約 273ha						8.5%
第二種住居地域 (小計)	約 30ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.9%
	約 30ha						0.9%
準住居地域 (小計)	約 37ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.1%
	約 37ha						1.1%
田園住居地域 (小計)	約 0ha	—	—	—	—	—	0%
	約 0ha						0%
近隣商業地域 (小計)	約 16ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	0.5%
	約 56ha	30/10 以下	8/10 以下	—	—	—	1.7%
	約 0.6ha	40/10 以下	8/10 以下	—	—	—	0.1%
	約 72.6ha						2.3%
商業地域 (小計)	約 26ha	40/10 以下	—	—	—	—	0.8%
	約 26ha						0.8%
準工業地域 (小計)	約 605ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	18.8%
	約 605ha						18.8%
工業地域 (小計)	約 223ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	6.9%
	約 223ha						6.9%
工業専用地域 (小計)	約 388ha	20/10 以下	4/10 以下	—	—	—	12.0%
	約 389ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	12.1%
	約 777ha						24.1%
合計	約 3,222.6ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

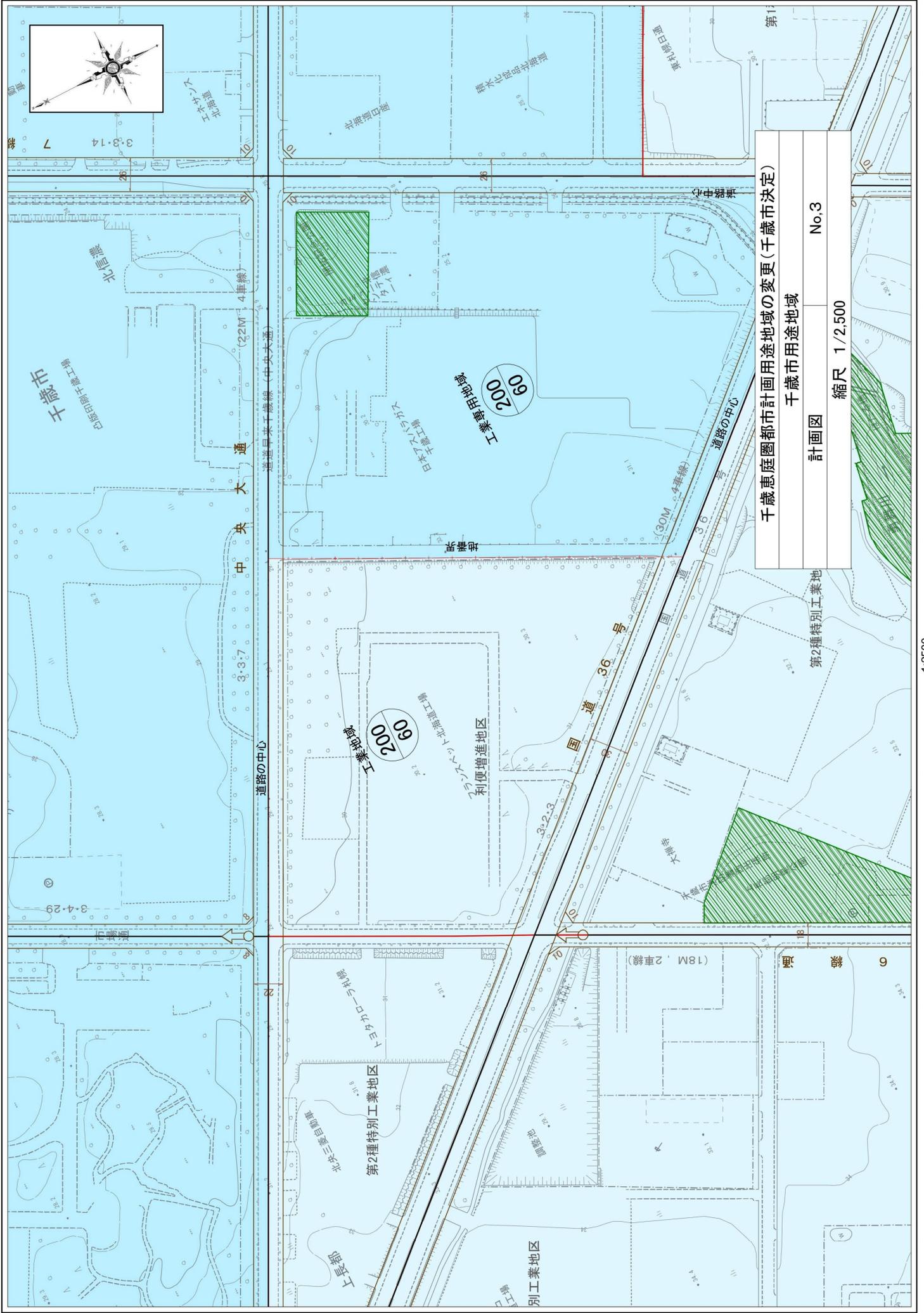
理由 令和3年3月決定の第7回区域区分の見直しにおける保留人口を配分し、都市的な土地利用を図る予定のあずさ西地区及び北信濃第五地区を既に土地利用が図られている防災学習交流施設地区(A, B)と共に市街化区域へ編入することから、同時に用途地域の指定を行う。北信濃地区は、周辺の工業地の利便性向上を図り用途地域を変更する。

千歳恵庭圏都市計画用途地域 新旧対照表

種 類	建築物の 容 積 率	建築物の 建蔽率	外壁の後 退距離の 限度	建築物の 敷地面積 の最低限 度	建築物 の高さ の限度	面 積				
						新 (ha)	比率 (%)	旧 (ha)	比率 (%)	増減 (ha)
第一種 低層住居 専用地域 (小 計)	6/10 以下	4/10 以下	1.0m	—	10m	約 779	24.2	約 772	24.1	7
						約 779	24.2	約 772	24.1	7
第二種 低層住居 専用地域 (小 計)	8/10 以下	5/10 以下	1.0m	—	10m	約 26	0.8	約 26	0.8	
						約 26	0.8	約 26	0.8	
第一種中 高層住居 専用地域 (小 計)	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 151	4.7	約 151	4.7	
						約 151	4.7	約 151	4.7	
第二種中 高層住居 専用地域 (小 計)	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 223	6.9	約 222	6.9	1
						約 223	6.9	約 222	6.9	1
第一種 住居地域 (小 計)	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 273	8.5	約 271	8.5	2
						約 273	8.5	約 271	8.5	2
第二種 住居地域 (小 計)	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 30	0.9	約 30	0.9	
						約 30	0.9	約 30	0.9	
準住居 地 域 (小 計)	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 37	1.1	約 37	1.2	
						約 37	1.1	約 37	1.2	
田園住居 地 域 (小 計)	—	—	—	—	—	約 0	0	約 0	0	
						約 0	0	約 0	0	
近隣商業 地 域 (小 計)	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	約 16	0.5	約 16	0.5	
	30/10 以下	8/10 以下	—	—	—	約 56	1.7	約 56	1.7	
	40/10 以下	8/10 以下	—	—	—	約 0.6	0.1	約 0.6	0.1	
						約 72.6	2.3	約 72.6	2.3	
商業地域 (小 計)	40/10 以下	—	—	—	—	約 26	0.8	約 26	0.8	
						約 26	0.8	約 26	0.8	
準工業 地 域 (小 計)	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 605	18.8	約 599	18.7	6
						約 605	18.8	約 599	18.7	6
工業地域 (小 計)	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 223	6.9	約 216	6.7	7
						約 223	6.9	約 216	6.7	7
工業専用 地 域 (小 計)	20/10 以下 20/10 以下	4/10 以下	—	—	—	約 388	12.0	約 388	12.1	
		6/10 以下	—	—	—	約 389	12.1	約 396	12.3	-7
						約 777	24.1	約 784	24.4	-7
合 計						約 3,222.6	100.0	約 3,206.6	100.0	16







千歳恵庭圏都市計画用途地域の変更(千歳市決定)  
 千歳市用途地域  
 計画図 No.3  
 縮尺 1/2,500

第2種特別工業地

## 諮問事項

(3) 千歳恵庭圏都市計画地区計画の決定について

## 都市計画決定の理由書

### 1. 案件名

千歳恵庭圏都市計画あずさ西地区地区計画の決定（千歳市決定）

### 2. 決定経過

千歳市の都市計画地区計画は、地区の特性に合わせて良好な街区として環境整備を図るため建築物の用途、形態などに関する制限や道路、公園等の配置などについて地区のきめ細やかなルールとして住民参加により、平成3年に初の計画決定をし、現在16地区において定めている。

### 3. 都市計画決定の目的

令和3年3月決定の第7回区域区分の見直しにおける保留人口を配分し、都市的な土地利用を図る予定のあずさ西地区及び北信濃第五地区を既に土地利用が図られている防災学習交流施設地区（A, B）と共に市街化区域へ編入することから、用途地域とともに地区計画を同時に決定する。当該地区は、千歳市第3期都市計画マスタープランにおいて、幹線街路沿道は生活利便施設を気軽に利用できる中高層住宅地として良好な住宅地の形成及び保全を図る地区として、その他は低層専用住宅を主体としたゆとりある住環境の維持保全を図る地区として位置づけしていることから、将来にわたって調和のとれた良好な市街地の形成が確保されるよう、低層住宅を基本とした住宅市街地の形成を図る。

### 4. 都市計画決定の内容

市街化区域に編入するあずさ西地区、北信濃第五地区及び防災学習交流施設地区（A, B）について、あずさ西地区地区計画及び地区整備計画を決定する。

## 千歳恵庭圏都市計画地区計画の決定（千歳市決定）

都市計画あずさ西地区地区計画を次のように決定する。

### 1. 地区計画の方針

名 称	あずさ西地区地区計画
位 置	千歳市北信濃の一部
区 域	計画図表示のとおり
面 積	16.7ヘクタール
地区計画の目標	<p>本地区は、JR千歳駅から北方約2.3キロメートルに位置しており、都市計画道路「9線通」と「29号通」に接した地区であり、民間の土地地区画整理事業等による宅地開発事業が進められている。</p> <p>そこで、本計画では、当該事業の事業効果の維持及び増進を図り、建築物の用途の混在や敷地の細分化などによる居住環境の悪化を未然に防止し、緑豊かでうるおいのある良好な住宅市街地の形成を図ることを目標とする。</p>
区域の整備・開発・保全に関する方針	<p>土地利用の方針</p> <p>当該土地地区画整理事業等の土地利用計画を基本としつつ、当地区を次の4地区に細区分し、それぞれの地区にふさわしい適正な土地利用を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>低層一般住宅地区 低層住宅地として、専用住宅のほか、小規模な店舗・事務所を兼ねる住宅なども立地できる地区とする。</li> <li>中高層住宅地区 中高層住宅を主体とし、中規模な事務所・店舗等も立地できる地区とする。</li> <li>利便施設地区 中高層住宅の他、幹線道路の沿道にふさわしい中規模な店舗等も立地できる地区とする。</li> <li>公共利便施設地区 公共施設など、住民の生活のために必要な施設が立地できる地区とする。</li> </ol>
	<p>地区施設の整備の方針</p> <p>地区内の区画道路については、当該土地地区画整理事業等により整備されるので、これらの地区施設の機能の維持・保全を図る。</p>
	<p>建築物等の整備の方針</p> <p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>住宅市街地として、良好な環境の形成・保全が図られるよう、地区の土地利用にふさわしい「建築物等の用途の制限」を定める。</li> <li>北国として良好な住環境の形成に必要な敷地を確保するため、「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。</li> <li>「建築物等の形態又は意匠の制限」として、快適な冬の生活環境の確保が図られるよう、屋根の形態の制限を定める。</li> <li>道路に面する宅地の緑化推進の効果を高め、緑を通じてへい越しに会話のできる開かれた明るいまちとするため、「垣又はさくの構造の制限」として、へいの高さの制限を定める。</li> </ol>
	<p>その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針</p> <p>良好な住環境を形成するため、宅地の地盤面を周囲の生活環境を損なわない高さとすることや快適な生活環境の確保のため、落雪・たい雪に必要なスペースを確保する。</p>

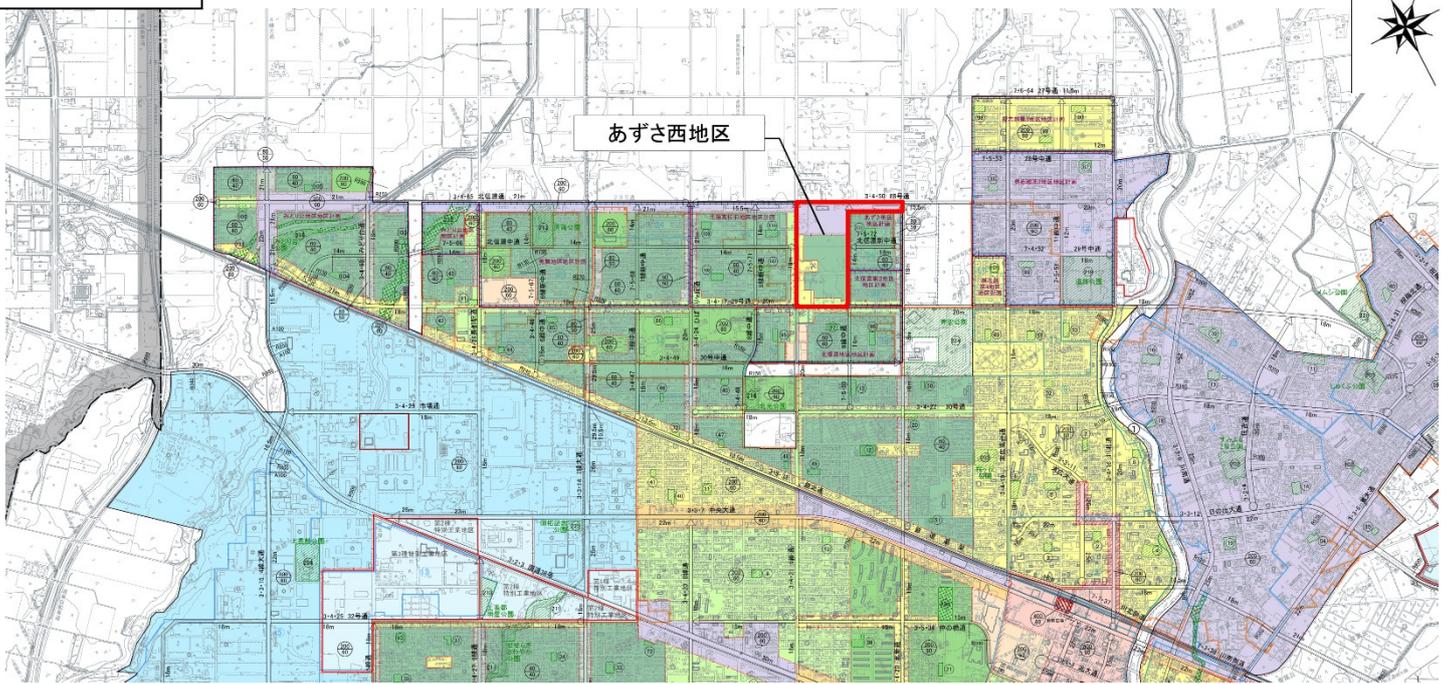
2. 地区整備計画

地区整備計画	地区の名称	あずさ西地区	
	地区整備計画を定める区域	計画図表示のとおり	
	地区整備計画の区域の面積	約14.6ヘクタール	
	地区の細区分 (計画図表示のとおり)	低層一般住宅地区 (約6.7ha)	中高層住宅地区 (約0.6ha)
	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 公衆浴場	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの 2 病院
	建築物等のに関する事項		
	建築物の敷地面積の最低限度	200平方メートル	200平方メートル
	建築物の高さの最高限度		
	建築物等の形態及び意匠の制限	建築物の屋根は敷地の道路側に屋根からの落雪及びたい雪に必要な空地を有する場合を除き、道路側に傾斜する形態としてはならない。	建築物の屋根は敷地の道路側に屋根からの落雪及びたい雪に必要な空地を有する場合を除き、道路側に傾斜する形態としてはならない。
	建築物の壁面の位置の制限		
垣又はさくの構造の制限	へいの高さは1.2メートル以下とする。ただし、生垣はこの限りではない。		
備考	用語の定義及び面積等の算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。		

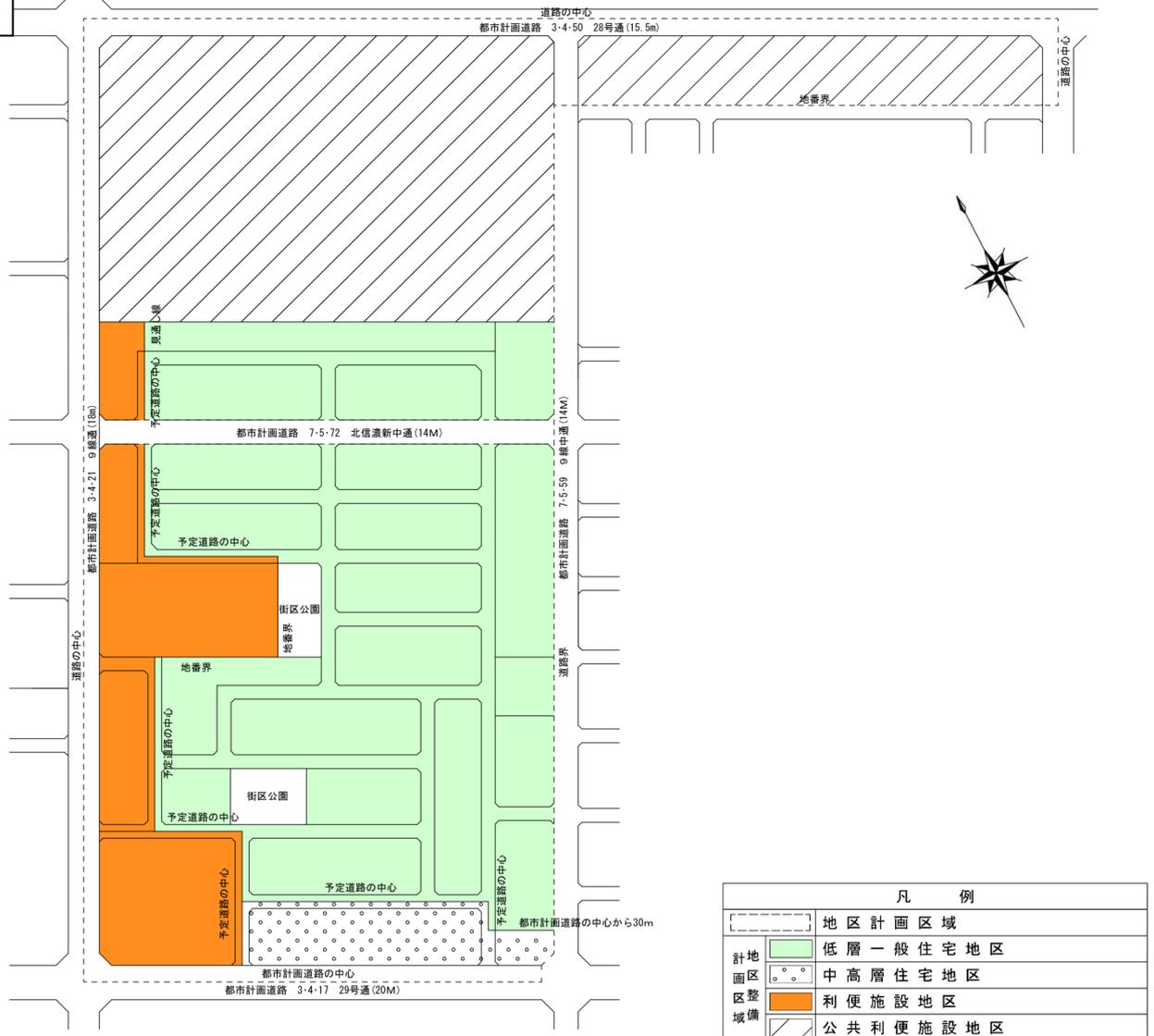
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の細区分 (計画図表示のとおり)	利便施設地区 (約1.9ha)	公共利便施設地区 (約5.4ha)
		建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 自動車教習所	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 兼用住宅 4 店舗、飲食店その他これらに類する用途で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの 5 ホテル又は旅館 6 カラオケボックスその他これに類するもの 7 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの 8 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これらに類するもの 9 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 10 老人ホーム、保育所、福祉ホーム、その他これらに類するもの 11 倉庫業を営む倉庫 12 畜舎 13 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150㎡をこえるもの(作業場の床面積の合計が300㎡をこえない自動車修理工場を除く。) 14 建築基準法別表第二(ぬ)項第3号((3)を除く)、第4号に掲げるもの
		建築物の敷地面積の最低限度	200平方メートル	
		建築物の高さの最高限度		
		建築物等の形態及び意匠の制限	建築物の屋根は敷地の道路側に屋根からの落雪及びたい雪に必要な空地を有する場合を除き、道路側に傾斜する形態としてはならない。	建築物の屋根は敷地の道路側に屋根からの落雪及びたい雪に必要な空地を有する場合を除き、道路側に傾斜する形態としてはならない。
		建築物の壁面の位置の制限		
		垣又はさくの構造の制限		
備考	用語の定義及び面積等の算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。			

理由 あずさ西地区、北信濃第五地区及び防災学習交流施設地区(A,B)について、将来にわたって調和のとれた良好な市街地の形成が確保されるよう本案のとおり都市計画を決定するものである。

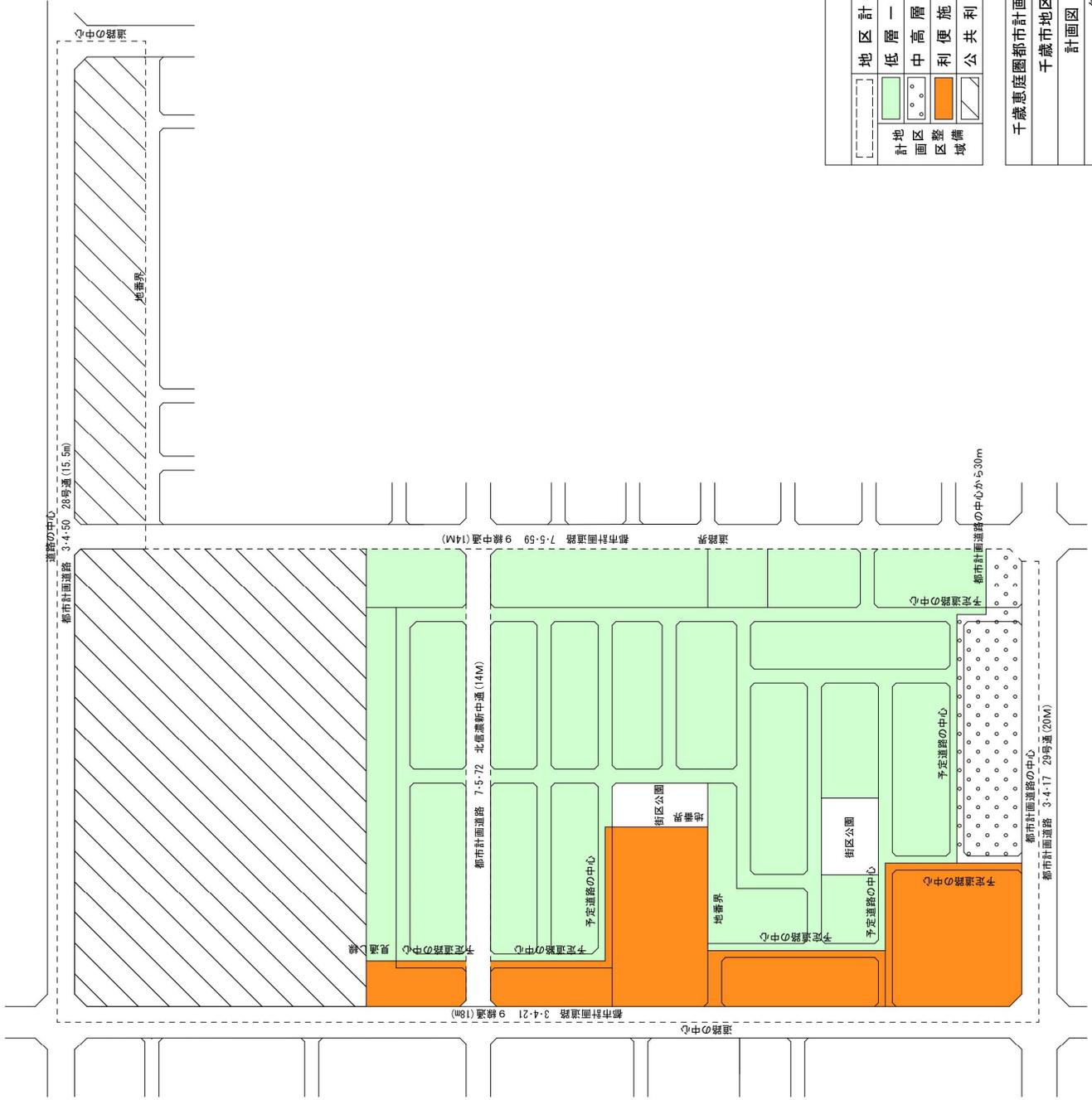
位置図



計画図







凡 例	
[Hatched Box]	地区計画区域
[Green Box]	低層一般住宅地区
[Light Green Box]	中高層住宅地区
[Orange Box]	利便施設地区
[Diagonal Lines Box]	公共利便施設地区
[Dotted Box]	計地区画整備区域

千歳恵庭圏都市計画地区計画の決定 (千歳市決定)	
千歳市地区計画 (あずさ西地区)	
計画図	No. 2
縮尺 1/2,500	

## 諮問事項

(4) 千歳恵庭圏都市計画特別用途地区の変更について

## 都市計画変更の理由書

### 1. 案件名

千歳恵庭圏都市計画特別用途地区の変更（千歳市決定）

### 2. 都市計画決定経過

千歳恵庭圏都市計画特別用途地区は、昭和 59 年に当初決定した後、平成 4 年、5 年に区域の変更及び種別の変更を行い、都市的土地利用の実現を推進してきたところである。

### 3. 都市計画変更の目的

都市計画法第 21 条の 2 に基づく提案を受け、用途地域を変更する北信濃地区は、千歳市第 3 期都市計画マスタープランにおいて、工業地の操業環境などに配慮しながら、沿道における利便性向上を図る沿道商業業務地として位置づけしており、周辺の工業地の利便性向上を図るとともに、幹線道路沿道における沿道商業業務地及び千歳市立地適正化計画で位置づける活動・交流促進地区の形成を図る。

### 4. 都市計画変更の内容

特別用途地区に特別工業地区（利便増進地区）を追加し、北信濃地区に指定する。

千歳恵庭圏都市計画特別用途地区の変更（千歳市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
特別工業地区 （第1種特別工業地区）	約 5.4ha	主な規制建築物 ・住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 ・ボーリング場、スケート場、水泳場又はスキー場 ・マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場又は勝馬投票券発売所 ・図書館、博物館その他これらに類するもの
特別工業地区 （第2種特別工業地区）	約 29.9ha	主な規制建築物 ・第一種特別工業地区規制建築物 ・危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場 ・火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量がやや多い施設 ・一定規模以上の物品販売業を営む店舗
特別工業地区 （第3種特別工業地区）	約 43ha	主な規制建築物 ・住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 ・マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場又は勝馬投票券発売所 ・物品販売業を営む店舗又は飲食店（同地区内で事業の用に供する建築物を所有する者が設置するものは除く） ・図書館、博物館その他これらに類するもの（同地区内で事業の用に供する建築物を所有する者が設置するものは除く） ・ボーリング場、スケート場又はスキー場
特別工業地区 （第4種特別工業地区）	約 56.4ha	主な規制建築物 ・住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 ・マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場又は勝馬投票券発売所 ・図書館、博物館その他これらに類するもの ・ボーリング場、スケート場又はスキー場 ・物品販売業を営む店舗又は飲食店（同地区内で事業の用に供する建築物を所有する者が設置するものは除く）
特別工業地区 （利便増進地区）	約 7.2ha	主な規制建築物 ・住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 ・ボーリング場、スケート場又はスキー場 ・マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場又は勝馬投票券発売所 ・図書館、博物館その他これらに類するもの ・危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場 ・火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量がやや多い施設
合 計	約 141.9ha	

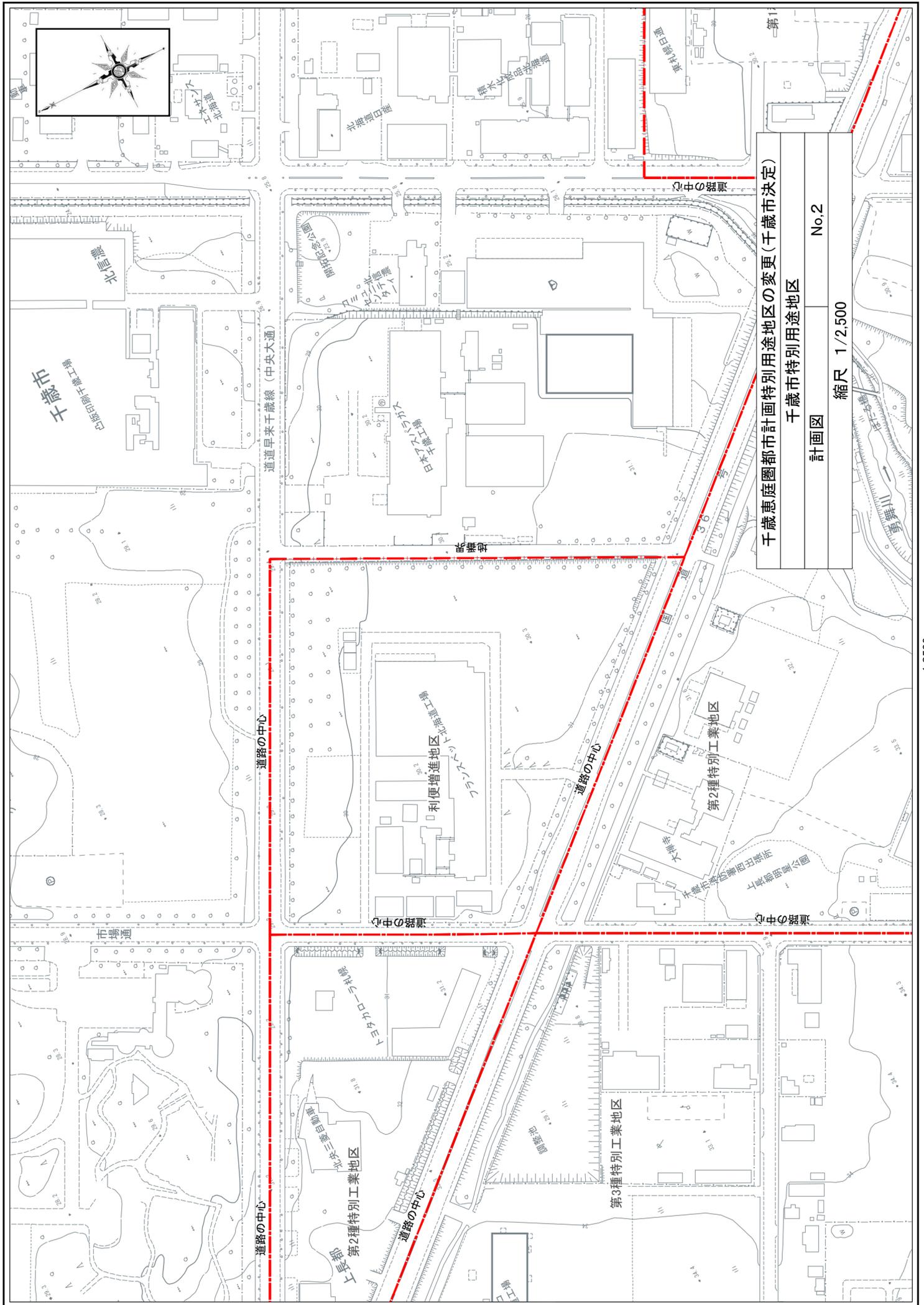
「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由 周辺の工業地の利便性向上を図るとともに、幹線道路沿道における沿道商業業務地及び千歳市立地適正化計画で位置づける活動・交流促進地区の形成を図るため、特別用途地区の変更を行う。

千歳恵庭圏都市計画特別用途地区 新旧対照表

種 類	面積 (ha)		
	新	旧	増減
特別工業地区 (第1種特別工業地区)	約 5.4ha	約 5.4ha	0
特別工業地区 (第2種特別工業地区)	約 29.9ha	約 29.9ha	0
特別工業地区 (第3種特別工業地区)	約 43ha	約 43ha	0
特別工業地区 (第4種特別工業地区)	約 56.4ha	約 56.4ha	0
特別工業地区 (利便増進地区)	約 7.2ha	-	7.2
合計	約 141.9ha	約 134.7ha	7.2





千歳市特別用途地区  
 千歳市特別用途地区の変更(千歳市決定)  
 計画図  
 No.2  
 縮尺 1/2,500

## 諮問事項

(5) 千歳恵庭圏都市計画道路の変更について

## 理 由 書

### 1 案件名

千歳恵庭圏都市計画道路の変更（北海道決定）

3・4・21号 9線通

### 2 決定経緯

別添計画決定経緯表のとおり

### 3 都市計画変更の内容

一部区域の縮小変更（法面部約180m）・隅切2箇所の新設

### 4 都市計画変更の理由

あずさ西地区及び北信濃第五地区における、土地区画整理事業及び開発行為実施に伴う市街化区域拡大に合わせて、当該地区における適正な土地利用計画との整合を図り、円滑で安全な交通を確保するため、本案のとおり法面部の区域の縮小及び隅切の新設について変更するものである。

## 千歳恵庭圏都市計画道路の変更(北海道決定)

都市計画道路中 3・4・21号 9線通を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地		延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	
幹 線 街 路	3・4・21	9線通	千歳市 北斗 3丁目	千歳市 北信濃	千歳市 信濃 2丁目	約2,780m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面 交差9箇所 JR千歳線と立体 交差	一般道道 島松千歳 線

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

## 変更説明書（北海道決定）

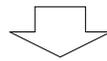
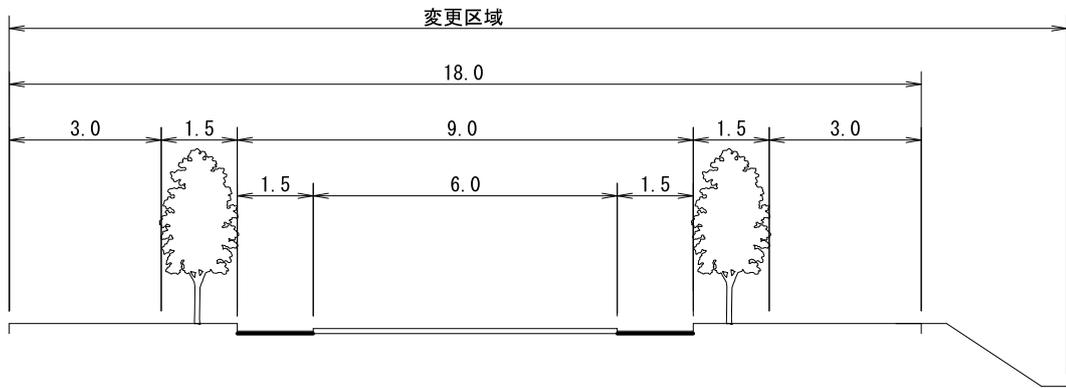
新		旧		変 更 内 容
番 号	路 線 名	番 号	路 線 名	
3・4・21	9線通	3・4・21	9線通	一部区域の縮小変更 (法面部約180m) 隅切2箇所の新設

# 定規図（北海道決定）

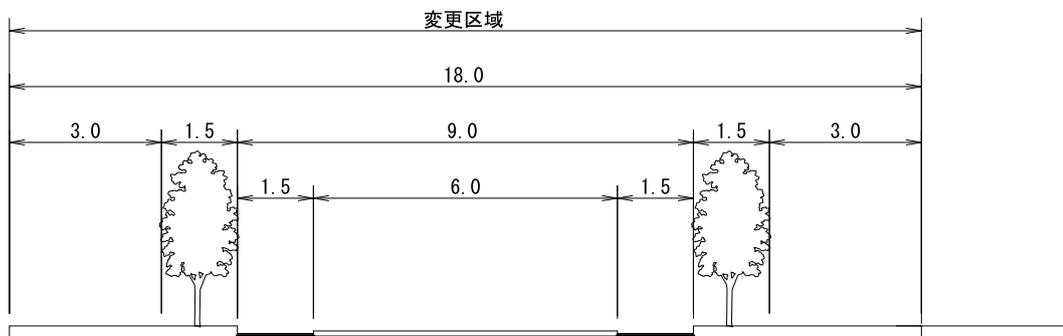
3・4・21 9線通

変更区間（約180m）

(旧)



(新)



## 理 由 書

### 1 案件名

千歳恵庭圏都市計画道路の変更（千歳市決定）

7・5・72号 北信濃新中通

### 2 決定経緯

別添計画決定経緯表のとおり

### 3 都市計画変更の内容

終点の変更（延長増約 270m）

### 4 都市計画変更の理由

あずさ西地区及び北信濃第五地区における、土地区画整理事業及び開発行為実施に伴う市街化区域拡大に合わせて、当該地区における適正な土地利用計画との整合を図り、円滑で安全な交通を確保するため、本案のとおり変更するものである。

## 千歳恵庭圏都市計画道路の変更(千歳市決定)

都市計画道路中 7・5・72号 北信濃新中通を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域 延長	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地		構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
区画 街路	7・5・72	北信濃新中通	千歳市 あずさ 5丁目	千歳市 北信濃	千歳市 北信濃	約540m	地表式	2車線	14m	幹線街路と平面 交差1箇所	

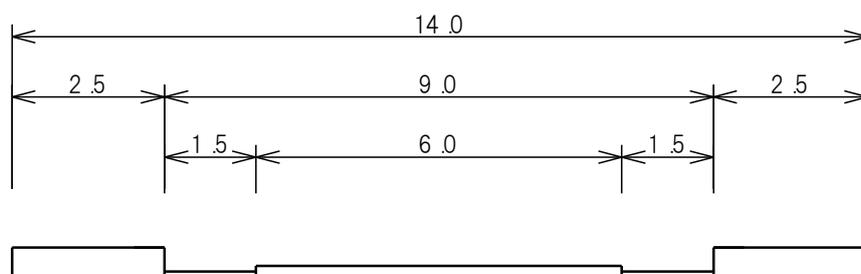
「区域及び構造は計画図表示のとおり」

## 変更説明書（千歳市決定）

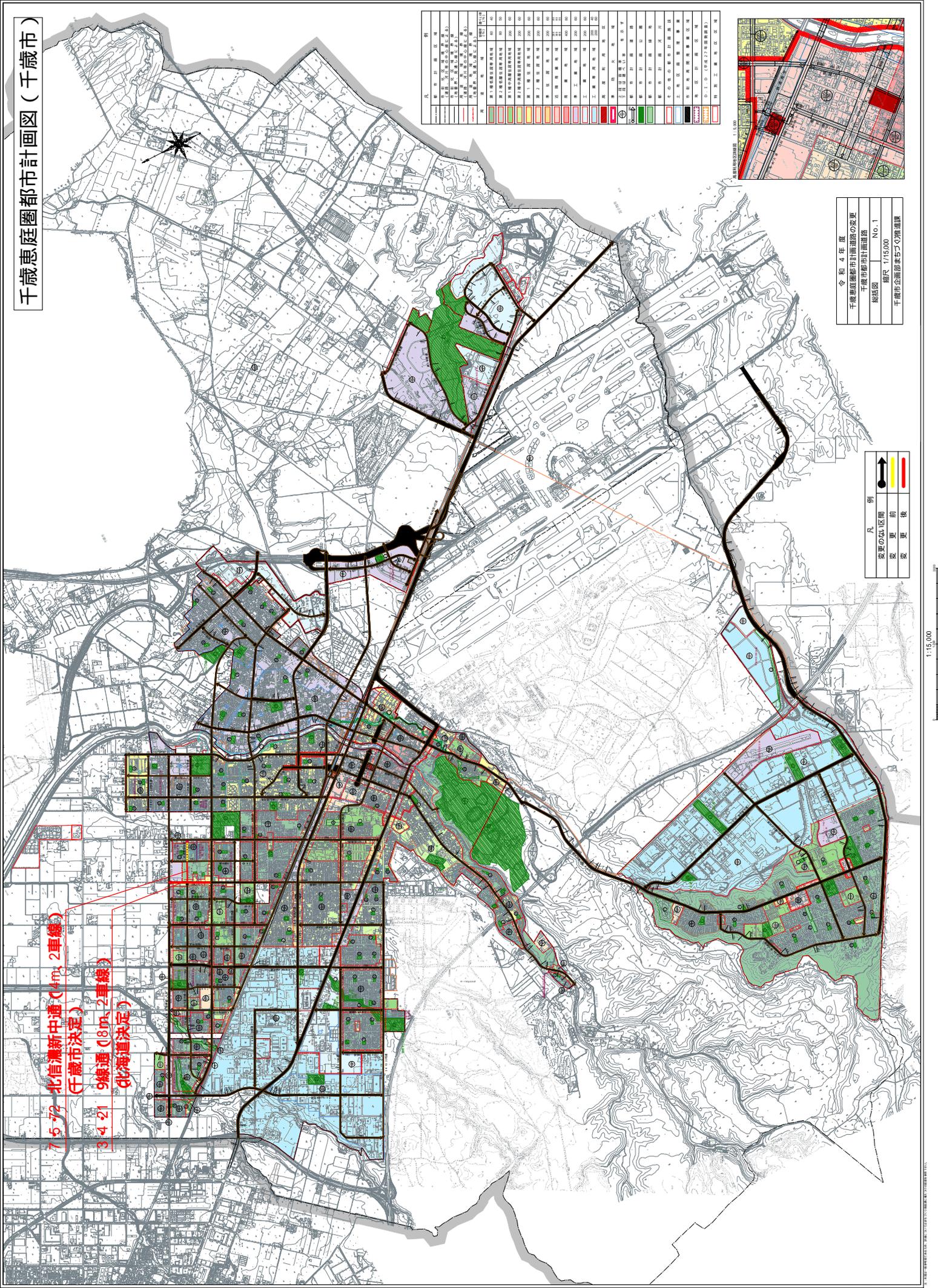
新		旧		変更内容
番号	路線名	番号	路線名	
7・5・72	北信濃新中通	7・5・72	北信濃新中通	終点の変更（延長増約270m）

定 規 図 (千歳市決定)

7・5・72 北信濃新中通



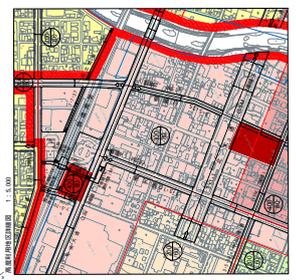
千歳恵庭圏都市計画図（千歳市）



7.5.72 北信濃新中通 (4m, 2車線)  
 (千歳市決定)

3.4.21 9線通 (8m, 2車線)  
 (北海道決定)

凡	色	説明
緑	緑	第一種緑地指定区域
青	青	第二種緑地指定区域
黄	黄	第三種緑地指定区域
紫	紫	第四種緑地指定区域
赤	赤	第五種緑地指定区域
黒	黒	第六種緑地指定区域
白	白	第七種緑地指定区域
...	...	...



令和4年度  
 千歳恵庭圏都市計画道路の変更  
 千歳市都市計画道路  
 総括図 NO.1  
 縮尺 1/15,000  
 千歳市企画部まちづくり推進課

凡	例
黒	変更の区分間
黄	変更前
赤	変更後

1:15,000



## 諮問事項

(6) 千歳恵庭圏都市計画公園の変更について

## 都市計画変更に係る理由書

### 1. 案件名

千歳恵庭圏都市計画公園の変更（千歳市決定）

### 2. 都市計画変更内容

都市計画公園に次の公園を追加する。

名 称：2・2・113号 あずさ5号公園

名 称：2・2・114号 あずさ6号公園

### 3. 都市計画変更理由

本公園予定区域は、千歳市内の北西部に位置し、市街化区域編入後に実施されるあずさ西地区及び北信濃第五地区における、土地区画整理事業及び開発行為の区域内にあり、新市街地の形成が予定されている。

本公園予定地は平成18年に策定された「千歳市緑の基本計画」において当計画の基本理念に掲げた緑づくりを効果的に実現させるための重点プロジェクトに位置付けられており、今後実施される土地区画整理事業及び開発行為との一体的な整備を図り、当地区の緑づくりの目標である「市街地を東西に結ぶ防災・レクリエーションネットワークの形成」を実現させるため、当該公園を都市計画公園として追加するものである。

## 千歳恵庭圏都市計画公園の変更（千歳市決定）

都市計画公園 2・2・113号 あずさ5号公園ほか1公園を次のように追加する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
街区公園	2・2・113	あずさ5号公園	千歳市北信濃	約 0.14ha	広場、コンビネーション遊具、トイレ、植栽、築山
街区公園	2・2・114	あずさ6号公園	千歳市北信濃	約 0.14ha	広場、コンビネーション遊具、トイレ、植栽、築山

「区域は計画図表示のとおり」

### 理 由

あずさ西地区及び北信濃第五地区における、土地区画整理事業及び開発行為実施に伴う市街化区域拡大に合わせて、当該地区における市街地の良好な環境整備を図り、もって都市の健全な発展と公共の福祉の増進に資するため、街区公園を計画する。



## 諮問事項

(7) 千歳恵庭圏都市計画下水道の変更について

## 都市計画変更に係る理由書

- 1 案件名  
千歳恵庭圏都市計画 千歳公共下水道の変更
  
- 2 都市計画変更内容  
都市計画市街化区域の拡大に伴い下記位置の一部について排水区域を変更する。  
(拡大) 北信濃地区の一部 (約 16ha)
  
- 3 都市計画変更理由  
都市計画市街化区域の拡大に伴い排水区域を変更する。

## 千歳恵庭圏都市計画下水道の変更（千歳市決定）

千歳恵庭圏都市計画 千歳公共下水道「2.排水区域」を次のように変更する。

### 2.排水区域

「排水区域は計画図表示のとおり」

（備考）面積 約3,247ha （うち処理区域 約3,247ha）

### 理 由

都市計画市街化区域の拡大に伴い排水区域を本案のとおり変更する。

## 変 更 説 明 書

1 下水道の名称 千歳公共下水道

2 変更概要

1) 都市計画市街化区域の拡大に伴い排水区域を拡大変更する。

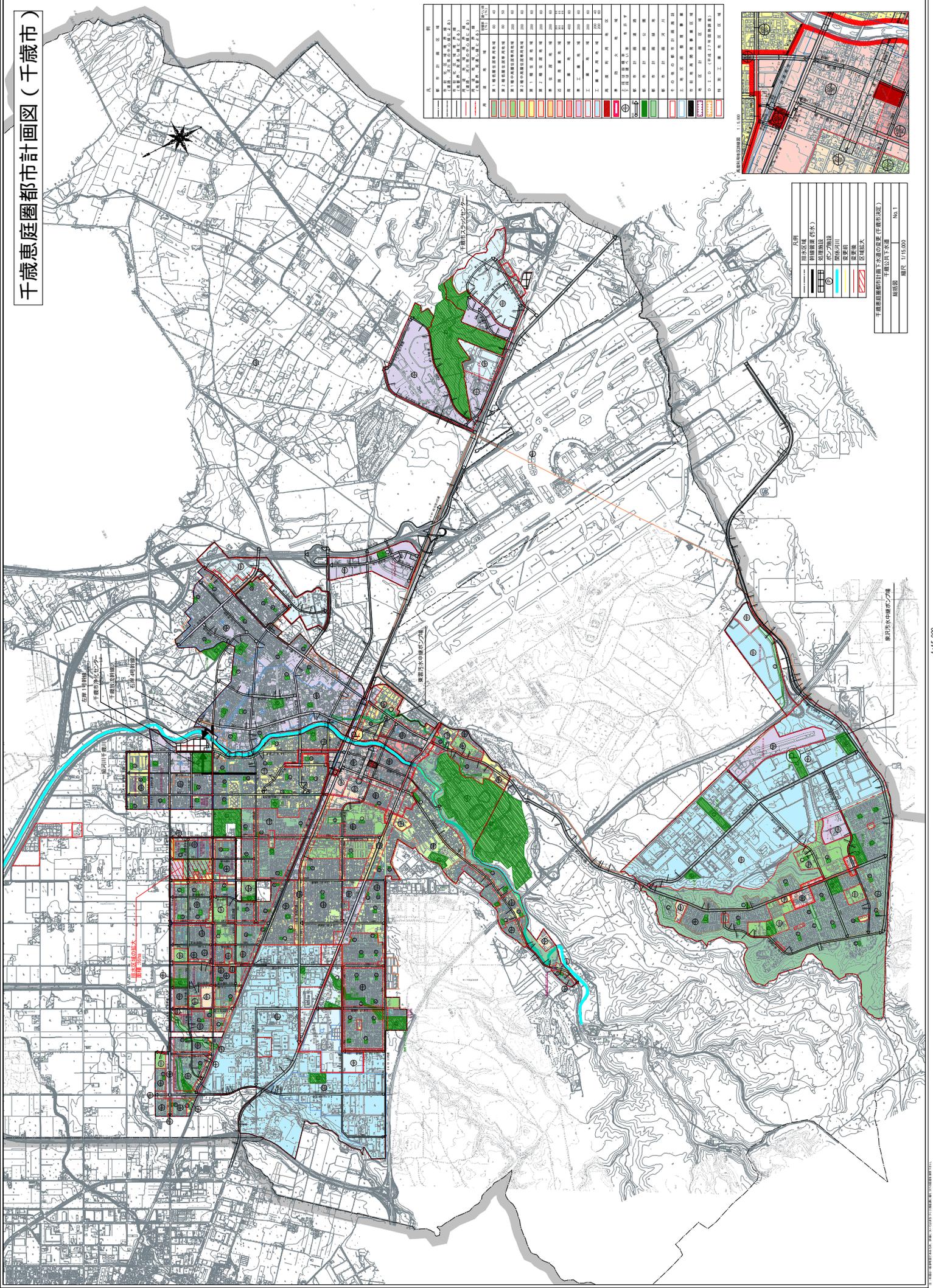
3 新旧対照表

2. 排水区域

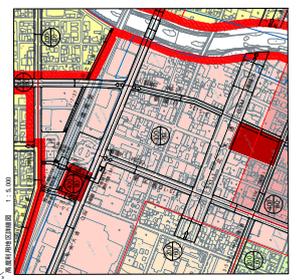
「上段」; 変更前、「下段」; 変更後

本 文	備 考	変更の内容
「排水区域は計画図表示のとおり」	面積 約 3, 231ha (うち処理区域 約 3, 231ha)	都市計画市街化区域の拡大に伴い排水区域を変更する。面積は約 16ha 拡大。
「            ”            」	面積 約 3, 247ha (うち処理区域 約 3, 247ha)	

千歳恵庭圏都市計画図（千歳市）



凡例	説明
①	第一種住居地域
②	第二種住居地域
③	第三種住居地域
④	第四種住居地域
⑤	第五種住居地域
⑥	第六種住居地域
⑦	第七種住居地域
⑧	第八種住居地域
⑨	第九種住居地域
⑩	第十種住居地域
⑪	第十一種住居地域
⑫	第十二種住居地域
⑬	第十三種住居地域
⑭	第十四種住居地域
⑮	第十五種住居地域
⑯	第十六種住居地域
⑰	第十七種住居地域
⑱	第十八種住居地域
⑲	第十九種住居地域
⑳	第二十種住居地域
㉑	第二十一種住居地域
㉒	第二十二種住居地域
㉓	第二十三種住居地域
㉔	第二十四種住居地域
㉕	第二十五種住居地域
㉖	第二十六種住居地域
㉗	第二十七種住居地域
㉘	第二十八種住居地域
㉙	第二十九種住居地域
㉚	第三十種住居地域
㉛	第三十一種住居地域
㉜	第三十二種住居地域
㉝	第三十三種住居地域
㉞	第三十四種住居地域
㉟	第三十五種住居地域
㊱	第三十六種住居地域
㊲	第三十七種住居地域
㊳	第三十八種住居地域
㊴	第三十九種住居地域
㊵	第四十種住居地域
㊶	第四十一種住居地域
㊷	第四十二種住居地域
㊸	第四十三種住居地域
㊹	第四十四種住居地域
㊺	第四十五種住居地域
㊻	第四十六種住居地域
㊼	第四十七種住居地域
㊽	第四十八種住居地域
㊾	第四十九種住居地域
㊿	第五十種住居地域
㉑	第一種商業地域
㉒	第二種商業地域
㉓	第三種商業地域
㉔	第四種商業地域
㉕	第五種商業地域
㉖	第六種商業地域
㉗	第七種商業地域
㉘	第八種商業地域
㉙	第九種商業地域
㉚	第十種商業地域
㉛	第十一種商業地域
㉜	第十二種商業地域
㉝	第十三種商業地域
㉞	第十四種商業地域
㉟	第十五種商業地域
㊱	第十六種商業地域
㊲	第十七種商業地域
㊳	第十八種商業地域
㊴	第十九種商業地域
㊵	第二十種商業地域
㊶	第二十一種商業地域
㊷	第二十二種商業地域
㊸	第二十三種商業地域
㊹	第二十四種商業地域
㊺	第二十五種商業地域
㊻	第二十六種商業地域
㊼	第二十七種商業地域
㊽	第二十八種商業地域
㊾	第二十九種商業地域
㊿	第三十種商業地域
㉑	第一種工業地域
㉒	第二種工業地域
㉓	第三種工業地域
㉔	第四種工業地域
㉕	第五種工業地域
㉖	第六種工業地域
㉗	第七種工業地域
㉘	第八種工業地域
㉙	第九種工業地域
㉚	第十種工業地域
㉛	第十一種工業地域
㉜	第十二種工業地域
㉝	第十三種工業地域
㉞	第十四種工業地域
㉟	第十五種工業地域
㊱	第十六種工業地域
㊲	第十七種工業地域
㊳	第十八種工業地域
㊴	第十九種工業地域
㊵	第二十種工業地域
㊶	第二十一種工業地域
㊷	第二十二種工業地域
㊸	第二十三種工業地域
㊹	第二十四種工業地域
㊺	第二十五種工業地域
㊻	第二十六種工業地域
㊼	第二十七種工業地域
㊽	第二十八種工業地域
㊾	第二十九種工業地域
㊿	第三十種工業地域



凡例	説明
①	第一種住居地域
②	第二種住居地域
③	第三種住居地域
④	第四種住居地域
⑤	第五種住居地域
⑥	第六種住居地域
⑦	第七種住居地域
⑧	第八種住居地域
⑨	第九種住居地域
⑩	第十種住居地域
⑪	第十一種住居地域
⑫	第十二種住居地域
⑬	第十三種住居地域
⑭	第十四種住居地域
⑮	第十五種住居地域
⑯	第十六種住居地域
⑰	第十七種住居地域
⑱	第十八種住居地域
⑲	第十九種住居地域
⑳	第二十種住居地域
㉑	第二十一種住居地域
㉒	第二十二種住居地域
㉓	第二十三種住居地域
㉔	第二十四種住居地域
㉕	第二十五種住居地域
㉖	第二十六種住居地域
㉗	第二十七種住居地域
㉘	第二十八種住居地域
㉙	第二十九種住居地域
㉚	第三十種住居地域
㉛	第三十一種住居地域
㉜	第三十二種住居地域
㉝	第三十三種住居地域
㉞	第三十四種住居地域
㉟	第三十五種住居地域
㊱	第三十六種住居地域
㊲	第三十七種住居地域
㊳	第三十八種住居地域
㊴	第三十九種住居地域
㊵	第四十種住居地域
㊶	第四十一種住居地域
㊷	第四十二種住居地域
㊸	第四十三種住居地域
㊹	第四十四種住居地域
㊺	第四十五種住居地域
㊻	第四十六種住居地域
㊼	第四十七種住居地域
㊽	第四十八種住居地域
㊾	第四十九種住居地域
㊿	第五十種住居地域

千歳恵庭圏都市計画図(千歳市) 千歳市公共下水道 縮尺 1/15,000 No. 1

